

YouTube【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

# 抵当権の処分



謝  
恩

# 渋谷会

## 民法「抵当権の処分」

《ねらい》 基本事項ではないので、余裕があれば

---

### 1. 「抵当権の順位の譲渡」の処理手順(基本)

---

(問 1) 債務者 A が所有する甲土地には、債権者 B が一番抵当権(債権額 2,000 万円)、債権者 C が二番抵当権(債権額 2,400 万円)、債権者 D が三番抵当権(債権額 3,000 万円)をそれぞれ有しているが、B は D の利益のために抵当権の順位を譲渡した。甲土地の競売に基づく売却代金が 6,000 万円であった場合、B の受ける配当額として、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 600 万円
- 2 1,000 万円
- 3 1,440 万円
- 4 1,600 万円

答え 1

---

## 2. 類題 当事者のみの場合／「抵当権の順位の放棄」

---

(問 2) Aは、Bから借り入れた 2,400 万円の担保として第一順位の抵当権が設定されている甲土地を所有している。Aは、さらにCから 1,600 万円の金銭を借り入れ、その借入金全額の担保として甲土地に第二順位の抵当権を設定した。下記 1 につき、正誤をつけよ。

1 抵当権の実行により甲土地が競売され 3,000 万円の配当がなされる場合、BがCに抵当権の順位を譲渡していたときは、Bに 1,400 万円、Cに 1,600 万円が配当され、BがCに抵当権の順位を放棄していたときは、Bに 1,800 万円、Cに 1,200 万円が配当される。

正しい

---

### 3. 類題 「抵当権の譲渡・放棄」の処理手順

---

(問3) 債務者 A が所有する甲土地には、債権者 B が一番抵当権(債権額 2,000 万円)、債権者 C が二番抵当権(債権額 2,400 万円)、債権者 D が三番抵当権(債権額 4,000 万円)をそれぞれ有しており、A にはその他に担保権を有しない債権者 E(債権額 2,000 万円)がいる。甲土地の競売に基づく売却代金 5,400 万円を配当する場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 B が E の利益のため、抵当権を譲渡した場合、B の受ける配当は 0 円である。
- 2 B が D の利益のため、抵当権の順位を譲渡した場合、B の受ける配当は 800 万円である。
- 3 B が E の利益のため、抵当権を放棄した場合、B の受ける配当は 1,000 万円である。
- 4 B が D の利益のため、抵当権の順位を放棄した場合、B の受ける配当は 1,000 万円である。

答え 2

---

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

★おすすめ講座★

●令和3年版 宅建基幹講座 全分野セット  
[https://shibuyakai.com/takken/2021\\_04.html](https://shibuyakai.com/takken/2021_04.html)

●令和3年版 過去問演習講座  
近日開講！